

令和2年第9回総会

山武市農業委員会会議録

令和2年9月4日 開会

令和2年9月4日 閉会

令和2年第9回山武市農業委員会総会議事録

- 日 時 令和2年9月4日（金）午後3時30分
場 所 山武市役所 大会議室
招 集 者 山武市農業委員会 会長 鈴木俊幸
議 事 議案
- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について
 - (3) 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について
 - (4) 令和2年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定について
 - (5) 農業経営改善計画認定申請に関する意見について
 - (6) 青年等就農計画認定申請に関する意見について

出席委員（15名）

欠席委員（2名）

出席農地利用最適化推進委員（16名）

欠席農地利用最適化推進委員（4名）

出席事務局職員（4名）

◎開 会

事務局長 それでは、ただいまから令和2年第9回農業委員会総会を開会いたします。

開会に当たりまして、会長から御挨拶をいただきます。
鈴木会長、よろしく願いいたします。

会長 あいさつ

事務局長 会長、ありがとうございました。

本日の総会の日程を説明させていただきます。

日程第1 会期の決定について

日程第2 議事録署名人の指名について

日程第3 報告 農地法第18条第6項の規定による通知について

◎議案説明

日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第5 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に関する意見について

日程第6 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に関する意見について

日程第7 議案第4号 令和2年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定について

日程第8 議案第5号 農業経営改善計画認定申請に関する意見について

日程第9 議案第6号 青年等就農計画認定申請に関する意見について

令和2年9月4日 山武市農業委員会 会長 鈴木 俊 幸

事務局長 日程につきましては以上でございます。

早速会議に入っておりますが、会議の議長は、山武市農業委員会会議規則の規定により、会長が議長となるとされております。以後の会議の進行は鈴木会長にお願いいたします。

議長

これより令和2年第9回山武市農業委員会総会の会議を始めます。

ただいまの出席委員は15名です。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議は成立いたしました。欠席委員は議席番号10番、高野委員、議席番号17番、鈴木委員、2名でございます。

日程第1、会期の決定の件並びに日程第2、議事録署名人の指名の件について、議長において決することとしてよろしいか、お諮りします。

(異議なし)

議長

異議なしとの声がありました。御異議ないものと認め、会期については本日1日限りとし、議事録署名人については、議席番号5番川島委員、議席番号7番三橋委員の両委員を指名します。

◎報告

議長

日程第3、報告、農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局から報告を求めます。

事務局

総会資料4ページを御覧いただきたいと存じます。

通知のあった件数は1件でございます。

農地法第3条の賃貸借によるものでございまして、貸付人、借受人の双方の合意により解約されたものでございます。

報告は以上となります。

議長

事務局からの報告が終わりました。

◎議案第1号

議長

引き続き、議案の審議に入ります。

日程第4、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。

この議案に関しては、一部一括審議することとしてよろしいかお諮りいたします。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては、一部一括審議とします。事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第1号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの概要説明が終わりました。
引き続き、申請番号ごとに地区担当推進委員からの説明及び当該地域の農業委員からの補足説明等を求めます。
議案第1号の申請番号1について、地区担当推進委員の鈴木委員からの説明を求めます。

鈴木推進委員 地区担当推進委員の鈴木です。
場所的には、木刀共同利用施設の道路の反対側ということで、譲受人の耕作地のすぐ隣が譲渡人の土地ということで、現在も譲受人の方がそこを耕作していて、何ら問題はないと思いますので、よろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
引き続き当該地域の農業委員、議席番号8番増田委員からの補足説明等を求めます。

増田委員 議席番号8番、増田です。
今回の案件ですけれども、売買による所有権移転です。詳しい状況につきましては地区推進委員さんから説明があったとおりでございます。私も現地確認をしましたが、問題はありません。
権利者については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。審議のほどよろしく願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め採決いたします。

議案第1号、申請番号1について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

議案第1号、申請番号2について地区担当推進委員の遠藤委員からの説明を求めます。

遠藤推進委員

地区担当推進委員の遠藤でございます。御説明を申し上げます。

この案件は、譲渡人の方が贈与でもらったそうです。それで作っていたんですけれども、年も年だしできないということで、譲受人に贈与という形で、身内の贈与ですので何の問題もないと思われまます。よろしく御審議のほどお願いいたします。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き当該地域の農業委員、議席番号4番林委員から補足説明等を求めます。

林委員

議席番号4番、林でございます。

今、推進委員の遠藤さんのほうから御説明があったとおりでございます。非常にこの田んぼが、譲受人のところに近いところでございます。何ら問題ないと思えます。

権利者については農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしております。どうかよろしくお願い申し上げます。

議長

地区担当推進委員及び当該地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号2について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

次に、議案第1号、申請番号3を議題としますが、この案件は、議席番号6番、齊藤委員に関連のある案件です。農業委員会等に関する法律第31条の規定により、齊藤委員の退室を求めます。

(齊藤委員退室)

議長

それでは、議案第1号、申請番号3について、地区担当推進委員の椎名委員から説明を求めます。

椎名推進委員

地区担当推進委員の椎名です。

譲渡人におかれましては、親御さんが亡くなりまして、土地を相続したのですが、いかんせん遠方に住んでおりますので管理ができないということです。譲受人に関しましては、この田畑を長年耕作しているということで、この際だから売買ではなく贈与という形で所有権の移転をしたいということですので、よろしく願いいたします。

以上です。

議長

地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号8番増田委員から補足説明等を求めます。

増田委員

議席番号8番、増田です。

今回の案件は贈与による所有権移転です。詳しい状況につきましては地区推進委員さんから説明のあったとおりでございます。私も現地確認しましたが、問題はありませんでした。

権利者につきましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。審議のほどよろしくお願いたします。

議長 地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

本件について、許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

齊藤委員の入室を許します。

(齊藤委員入室)

議長 次に、議案第1号、申請番号4について、地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

廣口推進委員 地区担当推進委員の廣口でございます。

今回の件は所有権移転であります。譲渡人は高齢の為、農業経営をしておらず、また、譲受人は現在耕作している作物がこの土地に合っている為、話がまとまりました。何ら問題がないと思われま。慎重審議、よろしくお願いたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。

引き続き、隣接地域の農業委員、議席番号2番小山委員から補足説明等を求めます。

小山委員 議席番号2番、小山でございます。

ただいま推進委員が申し上げましたとおり、何ら問題はありません。

権利者については農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員及び隣接地域の農業委員からの説明が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第1号、申請番号4について許可することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、許可することに決定します。

◎議案第2号

議長 日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第2号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第2号の番号1について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 地区担当推進委員の小川です。
今現在も太陽光の下で農作物を作っております。また、周りに対しての迷惑等はございません。よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
続きまして、現地調査員の佐藤委員からの報告を求めます。

佐藤委員 議席番号3番、佐藤です。
小川推進委員さんの説明のとおりで、今日見てまいりましたが、何ら問題はないと思われます。一時的な利用であることから、許可申請については農地法第4条第6項及び農地法施行令第4条第1項第1号に該当するため、許可相当と思われます。御審議のほど、どうぞよろしくお願ひします。

議長 事務局の概要説明、地区担当推進委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第2号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定いたします。

◎議案第3号

議長 日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請に関する意見についてを議題とします。

議案第3号、申請番号1について、事務局から申請概要の説明を求めます。

事務局 議案第3号の番号1について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局の概要説明が終わりました。
ここで、本来ですと地区担当推進委員から説明を求めると

ころですが、地区担当推進委員が欠席ですので、代わりに当該地域の農業委員、議席番号11番古谷委員からの説明を求めます。

古谷委員

議席番号11番の古谷です。議案第3号、番号1について説明します。

申請地は、山林と宅地に囲まれた場所に位置しておりまして、周囲には農地がない為、周辺農地への影響に問題はありません。地区としても問題がありませんので、よろしく願いします。

議長

地区担当農業委員からの説明が終わりました。

続きまして、現地調査員の林委員からの報告を求めます。

林委員

議席番号4番、林でございます。今、古谷農業委員さんのおっしゃったとおり、私もそういう見方で見てまいりました。代替性の検討、信用、資力、周辺農地への影響等において問題ないと思われまます。したがって、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と思われまます。どうかよろしく願いいたします。

議長

事務局の概要説明、当該地域の農業委員の説明及び現地調査員からの報告が終わりました。

質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第3号、申請番号1について、許可相当として意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長

挙手全員です。本件については許可相当として意見を付すことに決定します。

◎議案第4号

議長 日程第7、議案第4号、令和2年度第6次農用地利用集積計画（案）の決定についてを議題とします。

この議案に関しては、一括審議としてよろしいか、お諮りいたします。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありましたので、この議案に関しては一括審議とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第4号について、説明する。
（別紙議案のとおり）

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

利用権設定等個人別明細の番号1から番号48について、原案のとおり承認することに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

（挙手全員）

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり承認することに決定します。

◎議案第5号

議長 日程第8、議案第5号、農業経営改善計画認定申請に関する意見についてを議題とします。

事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第5号について、説明する。
（別紙議案のとおり）

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
引き続き、番号ごとに地区担当推進委員からの説明を求めます。
最初に番号1について、地区担当推進委員の廣口委員からの説明を求めます。

廣口推進委員 地区担当推進委員の廣口です。番号1について説明します。
今回の件は更新で、主に乳牛、肥育牛を中心に経営しております。これからは牛の数を増やししながら、飼料のコスト削減を図るとのことです。よろしくお願いいたします。

議長 次に番号2について、隣接地区担当推進委員の川島委員からの説明を求めます。

川島推進委員 隣接地区担当推進委員の川島です。
現在、妻と2人で水稲と露地野菜の複合経営を行っています。ブロッコリー等の機械を導入し省力化を図るとともに、農地を集積し、規模拡大を図るとのことです。よろしくお願いいたします。

議長 次に番号3について、隣接地区担当推進委員の小川委員からの説明を求めます。

小川推進委員 隣接地区担当推進委員の小川です。
番号3番について説明します。
妻と2人で露地野菜の経営を行っております。機械を導入し、作業効率を向上させ、農地を集積し規模拡大を図っております。よろしくお願いいたします。

議長 地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第5号、番号1から番号3について採決します。

本件について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

◎議案第6号

議長 日程第9、議案第6号、青年等就農計画認定申請に関する意見についてを議題とします。
事務局から議案の説明を求めます。

事務局 議案第6号について、説明する。
(別紙議案のとおり)

議長 事務局からの議案の説明が終わりました。
議案第6号、番号1について、地区担当推進委員の中山委員からの説明を求めます。

中山推進委員 当該地区担当推進委員の中山でございます。
こちらの方は埼玉のほうから、農業をやりたいということで当地に越してこられた方でございます。さんぶ野菜ネットワークのほうで2年半ほど野菜作りの勉強をされまして、この7月に自宅近くに農地を確保しまして、当面、露地野菜を中心に経営していきたいと。ゆくゆくは雇用まで含めて経営規模を拡大していきたいということでございます。
なかなか農家が少ない中で、こうして若い方が入られるということで、地域としても期待しておりますので、どうかよろしくをお願いいたします。

議長 事務局及び地区担当推進委員からの説明が終わりました。
質疑を許します。質疑ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。質疑なしと認め、採決いたします。

議案第6号、番号1について、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに御異議ない方は挙手をお願いいたします。

(挙手全員)

議長 挙手全員です。本件については、原案のとおり認定すべきものと意見を付すことに決定します。

ここで、議事の都合により暫時休憩いたします。4時10分から再開いたしたいと思います。

(休 憩)

齊藤職務代理 再開します。

議長を交代しましたので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

報告いたします。休憩中に、会長であります鈴木委員から、会長職の辞職願が提出されました。

お諮りいたします。この際、会長職の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

齊藤職務代理 異議なしの声がありました。

御異議ないものと認め、会長職の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題にすることに決定いたしました。

◎追加日程第1

齊藤職務代理 追加日程第1、会長職の辞職の件を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定により、鈴木委員の退室を求めます。

(鈴木委員退室)

齊藤職務代理 事務局に、辞職願の朗読をさせます。

事務局 辞職願。このたび、一身上の都合により、令和2年9月30日をもって会長を辞職いたしたく、ここにお願い申し上げます。令和2年9月4日、山武市農業委員会会長、鈴木俊幸。山武市農業委員会会長職務代理者、齊藤茂様。

齊藤職務代理 お諮りいたします。
鈴木委員の会長職の辞職に同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

齊藤職務代理 異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、令和2年9月30日をもって、鈴木委員の会長職の辞職について同意することに決定いたしました。
鈴木委員の入室を許します。

(鈴木委員入室)

齊藤職務代理 会長職の辞職の件が終了しましたので、議長の職を退かせていただきます。御協力ありがとうございました。
ここで暫時休憩をいたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。
先ほどは、会長職の辞職の件につきまして御同意をいただき、誠にありがとうございました。思い起こせば昨年の4月に皆様から拜命を受けまして、1年半という事で今月末をもって辞職することになりました。これもひとえに委員の皆様、また職員の皆様から絶大なる御協力、御指導をいただきまして、つつがなく職務を全うできたこと、本当にありがとうございました。

始めてから、昨年、台風でひどく被害を受けまして、産業まつりも中止になったということで、産業まつりの為に一生懸命、サツマイモを作ったんですけど、それもペアになりましていろいろ大変でした。しかしながら、皆さんの御協力によりまして何とか売り切ったという場面もありましたし、暮

れから年が開けて、今度はコロナ騒ぎということで、研修もそうですし、合同の新年会もできなかった、また視察研修もできなかったということで、任期の中で何もできなかったなという感じで、本当に残念でなりません。

今度、新しい会長が決まれば、また変わった形でやってくれると思いますので、引き続き御協力をお願いしたいと思います。私としては、今度は一兵卒で皆様とまた委員として同じ会議に参加させていただきますので、今後とも変わらぬ御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。辞職に関する御挨拶に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。（拍手）

それでは、ただいまの会長職の辞職により、令和2年9月30日をもって会長が欠員となります。

お諮りいたします。この際、会長の選出について本日の日程に追加し、追加日程第2として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、会長の選出についてを日程に追加し、追加日程第2として議題にすることに決定いたしました。

◎追加日程第2

議長

会長の選出については、農業委員会等に関する法律第5条第2項の規定により、委員が互選した者をもって充てるとされています。選出の方法につきましては、投票と指名推選がございます。いずれの方法により選出するか、お諮りいたします。

(指名推選)

議長

ただいま、指名推選との声がありましたが、この方法で御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、指名

推選で行います。

お諮りいたします。指名推選については、選考委員を決めていただき、その中で推薦していただきたいと思えます。御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。御異議ないものと認めます。
選考委員の選考はどういたしましょうか。

(議長一任)

議長

議長一任との声がありました。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。御異議ないものと認めます。
それでは、成東、山武、蓮沼、松尾地区から各1名、合計4名の選考委員を指名いたします。
成東地区、藤田委員。山武地区、林委員。蓮沼地区、小川委員。松尾地区、川島委員。
以上4名の委員で別室にて協議をしていただきます。選考委員の協議が整うまでの間、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議長

それでは再開いたします。
選考の結果を、選考委員から報告願います。

川島委員

それでは、とりあえず選考委員長ということで、報告させていただきます。
ただいま別室におきまして慎重審議、みんなで意見を言い合って、一応、全員一致で決めました。次の会長に雲地委員を推薦することに決定いたしました。
以上です。

議長

御苦労さまでした。ただいま選考委員から報告がございましたように、雲地委員を会長に指名することに御異議ござい

ませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、雲地委員を会長に選出いたします。

雲地委員 よろしく申し上げます。

議長 ただいま会長に選出されました雲地委員から御挨拶をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

雲地委員 皆さん、こんにちは。今、鈴木会長の次に私、雲地が会長をやるということで、年もそんなでもないですけども、昨日の夜、何を食べたかなというのを忘れるように、だんだんなってきましたので、いろいろ議事を進めていく上で皆さんに御迷惑をかけることも多々あると思いますので、その際には間違った方向に行かないように、いろいろと御指導いただければ助かります。

私ごとですけれども、今紹介していただいたとおり、山武地区の農業委員ということで、私はハウス少々とニンジン、7月の下旬から8月に播種したニンジンですね。稲作の方々には大変、天気が続いてよろしいんでしょうけれども、私たちのほうは秋冬のニンジンが一番メインでありまして、水が、雨が降らなくて大変困っております。例年ですと種をまいた後に水を1回かけて、もう1回かければほぼ大丈夫なんですけれども、それで今回もいく予定が、降雨によっていろいろ違いますけれども、なるべく3回はかけたくないなということで、今まではこういうことはありませんでした。

そういうことにもめげず、世の中いろいろ、コロナなり、内閣総理大臣も代わるようだし、大変な御時世ですけれども、皆さんの御協力をいただきまして、残った任期、頑張りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、鈴木会長には長い間、ありがとうございました。御苦労さまでございました。

そういうことで、次期からは私がやらせていただきますので、御協力よろしく願いいたします。

以上です。（拍手）

議長 ありがとうございます。9月末まで頑張ります。
ここでもう一度、暫時休憩します。

（ 休 憩 ）

議長 再開いたします。
休憩中に齊藤委員から、会長職務代理者の辞職願が提出されました。
お諮りいたします。この際、会長職務代理者の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

（異議なし）

議長 異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、会長職務代理者辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題にすることに決定いたしました。

◎追加日程第3

議長 追加日程第3、会長職務代理者辞職の件を議題とします。
農業委員会等に関する法律第31条の規定により、齊藤委員の退室を求めます。

（齊藤委員退室）

議長 事務局に、辞職願を朗読させます。

事務局 辞職願。このたび、一身上の都合により、令和2年9月30日をもって会長職務代理者を辞職いたしたく、ここにお願い申し上げます。令和2年9月4日、山武市農業委員会会長職務代理者、齊藤茂。山武市農業委員会会長、鈴木俊幸様。
以上でございます。

議長 お諮りいたします。齊藤委員の会長職務代理者の辞職に同意することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、令和2年9月30日をもって、齊藤委員の会長職務代理者の辞職に同意することに決定いたしました。

齊藤委員の入室を許します。

(齊藤委員入室)

議長

ただいまの会長職務代理者の辞職により、令和2年9月30日をもって会長職務代理者が欠員となります。

お諮りいたします。この際、会長職務代理者の選出について本日の日程に追加し、追加日程第4として議題にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、会長職務代理者の選出についてを日程に追加し、追加日程第4として議題にすることに決定しました。

◎追加日程第4

議長

会長職務代理者の選出については、農業委員会等に関する法律第5条第5項に、会長が欠けたとき、または事故あるときは委員が互選した者がその職務を代理すると規定されています。選出の方法につきましては、投票と指名推選がございます。いずれの方法により選出するかお諮りいたします。

(指名推選)

議長

ただいま、指名推選との声がありましたが、この方法で御異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、指名推選で行います。

お諮りいたします。指名推選につきましては、選考委員を

決めていただき、その中で推薦していただきたいと思います。
御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。御異議ないものと認めます。
選考委員の選考はどういたしましょうか。

(議長一任)

議長 議長一任の声がありました。これに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。御異議ないものと認めます。
それでは、成東、山武、蓮沼、松尾地区から各1名、合計
4名の選考委員を指名いたします。
成東地区、藤田委員。山武地区、林委員。蓮沼地区、小川
委員。松尾地区、川島委員。
以上4名の委員で別室にて協議をしていただきます。選考
委員の協議が整うまでの間、暫時休憩といたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。
選考の結果を選考委員から報告願います。

川島委員 選考委員長のほうから報告いたします。
慎重審議ということで、経過の中で前に経験があるという
ことで、ぜひバックアップにいいんじゃないかということで、
全員一致で会長職務代理者に井野委員を推薦することに決定
いたしました。

議長 ただいま、選考委員より報告のありました井野委員を会長
職務代理者に指名することに御異議ございませんか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありました。御異議ないものと認め、井野
委員を会長職務代理者に選出します。

ただいま会長職務代理者に選出されました井野委員から御挨拶をいただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

井野委員

ただいま御紹介いただきました井野です。2回目の職務代理者でございます。会長を補佐し、任期を全うしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。（拍手）

議長

ありがとうございました。

◎その他

議長

以上で、本日本日予定していた議案の審議は全て終了いたしました。

その他の件について、皆様から何か御意見等、ございますか。

◎閉 会

議長

なければ、以上で本日の総会を閉会といたします。

次回の総会は10月5日、月曜日、本庁舎3階大会議室を予定しておりますので、御参集のほどよろしくお願いいたします。